令和３年１１月１８日

大阪府環境農林水産部

建設工事等の最低制限価格等算定における合算方式（土地改良

工事積算基準）と一括計上価格の取り扱いについて（留意）

大阪府環境農林水産部では、最低制限価格等算定について下記のとおり取り扱うこととしますので、御留意ください。

１　合算方式の取り扱い

〇土地改良工事積算基準による建設工事と一体的に行う調査測量設計費（測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタントなど積算基準により積算している業務）については、一括計上方式を廃止し合算方式のみとすることとします。

〇本案件の最低制限価格算出基礎額は、建設工事部分と測量（又は地質調査 又は建設コンサルタント 又は補償コンサルタント）業務部分で「大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領」に基づきそれぞれ算定し、両者を合算した金額としますので御留意ください。

２　建設工事における一括計上価格の取り扱い

工事費積算で、直接工事費とは別に一括計上価格を計上している場合の最低制限価格等（※）の算定は、下記のとおりとします。

※ 低入札価格調査基準価格、失格基準価格、特別重点調査基準価格も同じ。

〇一括計上価格に計上できる費目は次のとおりとします。

・借地費

・環境計量測定分析費等（六価クロム溶出試験等、物価版に掲載されている価格が諸経費を含んでいる費用を計上する場合）

・調査費（見積り等によるもの）

・スクラップ控除額

〇一括計上価格に、借地費・環境計量測定分析費等・調査費（見積り等によるもの）（以下、「借地費等」という。）を計上している場合の取り扱いは次のとおりとします。

・借地費等の最低制限価格等は、大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領の共通仮設費と同様に取り扱うものとします。

〇なお、スクラップ控除額の最低制限価格等の算定にあたっては、直接工事費からスクラップ控除額を減額のうえ、所定の率を乗じています。

３　地質調査における一括計上価格の取り扱い

調査業務費積算で、直接調査費とは別に一括計上価格を計上している場合の最低制限価格の算定は、下記のとおりとします。

〇一括計上価格に計上できる費目は次のとおりとします。

・国土地盤情報データベース検定料

〇一括計上価格に、国土地盤情報データベース検定料を計上している場合の取り扱いは次のとおりとします。

・国土地盤情報データベース検定料は、大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領の直接調査費と同様に取り扱うものとします。

４　測量における一括計上価格の取り扱い

測量業務費積算で、直接測量費とは別に一括計上価格を計上している場合の最低制限価格の算定は、下記のとおりとします。

〇一括計上価格に計上できる費目は次のとおりとします。

・環境計測機器・測定器等のレンタル料等（例　酸素・硫化水素濃度計のレンタル料等）

〇一括計上価格に、環境計測機器・測定器等のレンタル料等を計上している場合の取り扱いは次のとおりとします。

・環境計測機器・測定器等のレンタル料等は、大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領の直接測量費と同様に取り扱うものとします。

５　適用時期

令和３年１１月１８日以降に公告する案件から適用

問い合わせ先

　大阪府環境農林水産部検査指導課

契約検査グループ

代表　06-6941-0351（内線2727）